

評議員会会議資料

(平成28年度第2回)

平成28年12月21日(水)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成28年度第2回神栖市社会福祉協議会評議員会次第

日 時：平成28年12月21日(水)

午前10時00分～

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 社会福祉法人制度改正、評議員選任に関する説明

6. 議 事

報告第1号 経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）について

議案第1号 定款の変更について

議案第2号 評議員選任規程の改正について

7. 閉 会

報告第1号

経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）について

<提案理由>

「神栖市社会福祉協議会経営改善計画策定指針」にもとづき、平成29年度を初年度とする行動計画（社協発展・強化計画）の策定に向け、事業専門委員会、及び財務・組織専門委員会を発足させ、それぞれ2回の委員会を実施し、計画の策定が完了いたしました。

別添『経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）』のとおり報告いたします。

平成28年12月21日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

議案第1号

定款の変更について

<提案理由>

社会福祉法人制度改革により社会福祉法が大きく改正され、社会福祉法人においては平成29年4月1日より改正法に基づく定款の変更及び施行が求められました。

本件は、現行の定款を、全国社会福祉協議会が示した「法人社協モデル定款」に準拠させて条文の追加・整理をはかるものです。変更の概要については次項に記載し、新旧定款の比較については別添『定款変更案』のとおりとなっております。

定款第33条第1項の規定に基づき、ご審議の上同意願います。

平成28年12月21日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年12月21日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第2回 評議員会

神栖市社会福祉協議会 定款変更の概要（平成 28 年 12 月）

今回の定款変更は、改正社会福祉法に基づき全国社会福祉協議会が作成した「法人社協モデル定款例」に準拠し、必要な変更をはかるものです。

詳細は別添「定款変更案」の通りですが、特に大きな変更・追加は以下の 6 点です。

1. 新規事業の追加（第 2 条）

神栖市受託事業として 29 年度から実施予定となる「生活困窮者自立支援事業」を新たに追加します。

2. 評議員の定数・任期・選任方法等の変更（第 6～10 条）

改正社会福祉法の施行に合わせ、定数に幅を持たせるとともに任期を 4 年（選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）とし、選任にあたっては新たに「評議員選任・解任委員会」が設置されます。

なお、評議員選任・解任委員会の運営に関する規定は「評議員選任規程」に条文を追加し、新たに定めることとしています。

3. 評議員会の開催時期を明記（第 13 条、14 条）

決算承認にかかる評議員会を「定時評議員会」と位置付け、6 月に開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催することを明記しました。

また、評議員会の招集は、会議への提出案件と合わせ、原則として理事会の決議に基づき行うこととされました。

4. 役員の任期満了日を変更（第 22 条）

理事及び監事の任期は 2 年のままでありますが、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなりました。

現在の役員の任期は、29 年 6 月の定時評議員会までとなります。

5. 代表権は会長（理事長）のみ（第 20 条、21 条）

改正法において法人の代表権が会長のみとされ、職務代理者の選任は不要となりました。また、正副会長に加え、常務理事の選任も理事会の決議によることとされました。

6. 決議の省略に関する規定（第 16 条、30 条）

理事会または評議員会において、会議を構成する全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、会議を招集することなく決議があったものとみなす規定が追加され、これまで理事会で適用していた「書面による意思表示は出席とみなす」規定は削除されました。

議案第2号

評議員選任規程の改正について

<提案理由>

定款の変更に伴い、平成29年4月1日以降の評議員について、定数及び選任の方法が改められましたので、関連規程である標記規程について改正をはかるものです。

主な改正点は、理事会の役割を「評議員の選任」から「評議員選任候補者の推薦」に変更（第2条）することと、新設する評議員選任・解任委員会に関する規定を追加（第3条～5条、8条～11条）する内容で、規程改正は定款変更在先立って施行することとされております。

詳細は次項「改正案」のとおりです。ご審議の上議決願います。

平成28年12月21日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年12月21日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第2回 評議員会

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 評議員選任規程 (改正案)

平成 19 年 5 月 14 日

神社協規程第 34 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 (以下「**本会**」という。) 定款第 ~~16~~ **9** 条第 ~~3~~ 項の規定に基づき評議員の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第 2 条 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会の同意を得て、~~会長が委嘱する~~ **が行う。**

2 評議員候補者の推薦は、別表に定めるところにより選任し、行う。

(評議員選任・解任委員会の設置)

第 3 条 評議員の選任及び解任を行うための機関として、評議員選任・解任委員会 (以下「**委員会**」という。) を設置する。

(評議員の選任)

第 4 条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第 5 条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(評議員の辞退任)

~~第 3~~ **6** 条 ~~前条の規定により、~~公職又は施設の代表者、団体の長等でその地位により評議員となったものが、任期中その地位を辞任したときは、評議員の職を失う**退任するものとする。ただし、定款第 6 条に定める評議員定数に足りなくなるときは、退任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。**

2 前項の規定に基づく退任は、委員会の決議を要しない。

(欠員補充)

第 ~~4~~ **7** 条 ~~前 2 条の理由により~~評議員に欠員が生じた場合は、第 2 条に規定するところにより**選任候補者を推薦する。**

(委員の選任及び任期)

第 8 条 委員会委員の選任及び解任は、理事会が行う。

2 委員の任期は 4 年とし、再任を妨げない。

(委員の報酬等)

第9条 委員会委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(委員会の運営)

第10条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 委員会の委員長は、委員の互選とする。

3 前項の委員長は、委員会の議長となる。

4 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 委員長は、議事録に記名押印する。

(委 任)

第5-12条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1 この規程は、平成19年5月14日から施行する。

2 この規程は、平成26年4月1日より施行する。(改定第101号)

3 この規程は、理事会及び評議員会の議決を得た日より施行する。(改定第115号)

別表

区分	人数
1. 地域福祉事業に関心を持つ者 (福祉活動の地域別代表者)	10～16
2. 学識経験者等	
3. 社会福祉に関係のある団体の代表者 内訳 医薬関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会等） 高齢者関係福祉施設 児童関係施設 商工関係団体 企業関係団体 教育関係 子ども会育成連合会 NPO法人 市民活動グループ ボランティア連絡協議会 シニアクラブ連合会 身体障害者福祉協議会 等	16～22
4. 行政関係者	1～2
合計	27～40

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 評議員名簿

(任期：平成28年4月1日～平成30-29年3月31日)

No.	氏名	選任規程による区分	選出母体等	就任年月日	備考
1	柳堀 千穂子	地域福祉に関心を持つ者	神栖市民児協	H28.04.01	
2	保立 素子	〃	〃	H22.12.23	
3	飯塚 隆一	〃	〃	H20.04.01	
4	小川 万代	〃	〃	H08.04.01	
5	柴田 紘子	〃	〃	H28.04.01	
6	大槻 とく子	〃	〃	H16.04.01	
7	高柳 のり子	〃	〃	H22.12.23	
8	下田 信子	〃	〃	H26.04.01	
9	安藤 順子	〃	〃	H24.08.29	
10	小出 治夫	〃	〃	H26.04.01	
11	井口 和子	〃	〃	H19.06.18	
12	田中 宥吉	〃	〃	H28.04.01	
13	菱木 三恵子	〃	〃	H20.04.01	
14	加藤 時一	〃	〃	H28.04.01	
15	高橋 榮子	〃		H22.12.23	
16	石橋 初江	〃		H26.04.01	
17	野口 英一	医薬関係団体	鹿島医師会（神栖市内医療機関）	H28.04.01	
18	山本 英雅	〃	神栖市歯科医師会	H24.04.01	
19	松原 淑子	〃	潮来薬剤師会（波崎班）	H28.04.01	
20	小林 正明	高齢者関係福祉施設	特別養護老人ホームしおさい苑	H20.04.01	
21	田中 健	〃	特別養護老人ホーム白寿荘	H24.08.29	
22	細田 峰彰	児童関係施設	鹿嶋・神栖保育協議会(神栖市内保育所)	H20.04.01	
23	太田 操	〃	〃 (〃)	H20.04.01	
24	大槻 真人	商工関係団体	神栖市商工会	H28.04.01	
25	大竹 正一	〃	鹿島臨海ロータリークラブ	H28.04.01	
26	村上 拡	〃	かしま青年会議所	H28.04.01	
27	伊藤 武秀	〃	神栖ライオンズクラブ	H28.04.01	
28	細谷 智	企業関係団体	鹿島地区労働組合懇談会	H23.04.01	～28.12.31
29	明田川 雄一	〃	鹿島西部地区企業連絡会	H28.04.01	
30	日向寺 学	〃	化学総連茨城地方連絡会議	H28.04.01	
31	塙 展道	子ども会育成連合会	神栖市子ども会育成連合会	H28.05.19	
32	坂本 鉄夫	シニアクラブ連合会	神栖市シニアクラブ連合会	H23.05.31	
33	山間 松代	身体障害者福祉協議会	神栖市身体障害者福祉協議会	H28.04.01	
34	鶴谷 慶一	NPO法人	NPO法人 あすなる会	H28.04.01	
35	梶山 正子	ボランティア連絡協議会	神栖市ボランティア連絡協議会	H20.04.01	
36	梅田 しづ子	市民活動グループ	神栖市消費者の会	H18.04.01	
37	野口 豊子	〃	神栖市母の会	H26.04.01	
38	中川 正弘	〃	いばらきコープ鹿島センター	H28.04.01	
39	畠山 修	行政関係者	神栖市地域包括支援課	H27.04.01	
40	大川 三男	〃	神栖市障がい福祉課	H28.04.01	